

## 役員等報酬規程

昭和61年 4月23日制定

令和 4年 9月14日改正

### 第 1 条 (目的)

この規程は、学校法人箕面自由学園（以下「学園」という。）の寄附行為第41条の規程に基づき、役員等の報酬および手当について必要な事項を定めることを目的とする。

### 第 2 条 (定義)

この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 役員とは、理事および監事をいう。
- 2 常勤理事とは、常勤の理事長、専務理事および常務理事をいい、次号に該当する職員理事を除く。
- 3 職員理事とは、学園の職員（校園長、所属長を含む）として給与を支給している理事をいう。
- 4 非常勤理事とは、前2号以外の理事をいう。
- 5 役員等の報酬および手当とは、報酬、その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員の給与規程および退職金規程に基づくものを含まない。

### 第 3 条 (報酬および手当の支給)

役員には、次のとおり報酬および手当を支給するものとする。

- 1 常勤理事に対しては、報酬のみ支給する。
- 2 職員理事に対しては、役員としての報酬および手当は支給しない。
- 3 非常勤理事および監事に対しては、手当のみ支給する。

### 第 4 条 (報酬額の算定方法)

常勤理事の報酬の額は、別表第1のとおりとし、理事会において決定する。

- 2 非常勤理事および監事に対する手当の額は、別表第2のとおりとする。
- 3 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 4 常勤理事が退任、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 5 常勤理事の月の中途における就任、退任、解任の場合の報酬額については日割りで計算する。

### 第 5 条 (報酬および手当の支給方法)

常勤理事の報酬の支給日、支給方法、端数計算等については、給与規程を準用し、「給与」とあるのは「報酬」に読替えるものとする。

- 2 非常勤理事および監事の手当は、理事会・評議員会への出席および監事監査業務等、法人運営のための業務に当たった都度、支給する。

### 第 6 条 (実費弁償)

役員等は、その職務遂行に必要な旅費その他の実費の弁償を受けるものとし別に定める。

第 7 条（慶弔見舞金）

役員等の慶弔に関しては、見舞金を贈るものとし、その種別金額等については別に定める。

2 前項は、前・元役員等にこれを準用することができる

第 8 条（改廃）

この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

付 則

この規程は、昭和61年4月24日から施行する。

2 この改正規程は、令和4年9月15日から施行し、令和4年6月8日に遡及して適用する。

別表第1

常勤理事の報酬額

理 事 長	専 務 理 事	常 務 理 事
年額 1,500万円を 上限として理事会が定める	—	—

別表第2

常勤理事以外の役員の手当額

職 員 理 事	支給なし（給与規程に則り職員としての給与のみ支給）	
非 常 勤 理 事	理事会・評議員会への出席	5,000円／回
監 事（非常勤）	理事会・評議員会への出席 監事監査業務のための勤務	

※ 評議員（非常勤）についても、上記手当額を準用する。

※ オンライン会議での出席についても、上記手当額を準用する。